

議案第 114 号

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正について

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の  
とおり改正しようとする。

令和2年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊  
賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を  
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。